

平成14年4月1日策定  
平成24年3月27日改正  
平成31年4月12日改正  
令和4年7月1日改正  
令和6年3月27日改正

## 一般廃棄物の再生利用を目的とする処理業の許可に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、循環型社会の構築に向けて廃棄物の再生利用を促進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）その他別に定めがあるもののほか、一般廃棄物の再生利用を目的とする法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業（以下「再生収集運搬業」という。）又は同条第6項に規定する一般廃棄物処分業（以下「再生処分業」という。）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2条の3第2号の規定による指定を受けて行うものその他別に定めるものを除く。）の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (再生収集運搬業の許可の基準)

第2条 市長は、再生収集運搬業の許可の申請が次の各号の一に適合すると認める場合に限り、当該許可をするものとする。

(1) 収集し、運搬する一般廃棄物を次のいずれかに該当する者に対して引き渡すこと。

ア 再生処分業の許可を受けて一般廃棄物の処分を行う者

イ 省令第2条の3第2号の規定による指定を受けて一般廃棄物の処分を行う者

(2) 収集し、運搬する一般廃棄物を再生処分業の許可を受けて自ら処分すること。

### (再生処分業の許可の基準)

第3条 市長は、再生処分業の許可の申請が次の各号に適合すると認める場合に限り、当該許可をするものとする。

(1) 1日当たりの処理能力が5トン以上である事業の用に供する施設（以下「事業用施設」という。）を有すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 申請に係る処理品目と同様の性状を有する物で産業廃棄物に該当するものの再生利用を目的として、現に適法に処理している施設を事業用施設とする場合

イ 申請に係る再生処分業が、京都市循環型社会推進基本計画に掲げる重点施策（一般廃棄物の処理施設の整備に関するものに限る。）の推進に資するものである場合

(2) 処分によって得られる生成品の流通方法が確立されていること。

### (同意)

第4条 再生処分業の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の同意を得なければならない。ただし、前条第1号アの規定に該当する場合はこの限りではない。

(1) 事業用施設を設置しようとする敷地に隣接する土地の所有者、その他当該土地を使用する権原を有する者（国及び地方公共団体を除く。）

(2) 事業用施設を設置しようとする敷地を包括する区域に存する地方自治法第260条の2第1項に規定する団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 再生処分業の許可を受けようとする者は、事業用施設を設置する前に、前項各号に掲げる者

が事業用施設の設置を同意した旨を証する書類を市長に提出しなければならない。

3 前項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 事業の範囲
  - (3) 事務所及び事業場の所在地
  - (4) 事業用施設の種類及び数量
- (添付書類)

第5条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（以下「京都市規則」という。）第15条第5号に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる図書とする。

(1) 再生収集運搬業の許可 次に掲げる図書

- ア 事業所の写真及び付近見取図
- イ 事業所建物登記簿謄本及び賃貸借契約書（写）等
- ウ 駐車場の写真及び付近見取図
- エ 駐車場土地登記簿謄本及び賃貸借契約書（写）等
- オ 申請者が収集し、運搬した一般廃棄物を自ら処分しないときは、一般廃棄物の引渡し先の再生処分業に係る許可証の写し又は京都市規則第30条第1項第1号に規定する再生利用業指定証の写し
- カ 申請者が収集し、運搬した一般廃棄物を自ら処分するときは、再生処分業に係る許可証の写し

キ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書

(ア) 申請者が法人である場合

- a 京都市規則第15条第3号イ及びウに規定する者の成年後見等登記事項証明書
- b 直前2年の確定申告書の写し及び法人税納税証明書
- c 直前2年の貸借対照表、損益計算書

(イ) 申請者が個人である場合

- a 成年後見等登記事項証明書
- b 直前2年の確定申告書の写し及び所得税納税証明書
- c 資産調書

(2) 再生処分業の許可 次に掲げる図書

- ア 法第8条第1項の規定による許可に係る許可証の写し
- イ 生成品の販売引受証明
- ウ 前号キに掲げる図書

(実績報告)

第6条 再生収集運搬業又は再生処分業の許可を受けた者は、毎事業年度終了後速やかに書面で次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる項目について、市長に報告しなければならない。

- (1) 再生収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業実績報告書（第1号様式）
- (2) 再生処分業 一般廃棄物処分業実績報告書（第2号様式）

付 則

この要綱は、平成24年3月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年3月27日から施行する。

第1号様式

一般廃棄物収集運搬業実績報告書

年 月 日

京都市長 様

許可番号

業者名

一般廃棄物の再生利用を目的とする処理業の許可に関する要綱第6条第1号の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の実績を次のとおり報告します。

年度分	車両登録番号	収集運搬量 (ト)	契約事業所数
	収集運搬		

内 訳

月	稼働日数 (日)	延台数 (台)	収集運搬量 (ト)	処分先別内訳	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					

第2号様式

一般廃棄物処分業実績報告書

年 月 日

京都市長 様

許可番号

業者名

一般廃棄物の再生利用を目的とする処理業の許可に関する要綱第6条第2号の規定に基づき、  
一般廃棄物処分業の実績を次のとおり報告します。

月	稼働日数 (日)	受入台数 (台)	受入量 (ト)	生成品出荷量 (ト)	残渣処分量 (ト) 処分先 ( )
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					